

## 「成年年齢引下げ」はいつから？

2018年に、「民法の一部を改正する法律」が成立し、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなりました。

生年月日	成年となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日から2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日から2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

## 「成年年齢引下げ」で何が変わる！？

親の同意がなくても一人で様々な契約ができるようになります

### たとえば…

- ・携帯電話を契約する
- ・一人暮らしの部屋を借りる
- ・自動車などのローンを組み
- ・クレジットカードを作る などが可能に



### ところが…

未成年者であることを理由に契約を取り消すことができる「**未成年者取消権**」は、行使できなくなります。

**本当に必要な契約か考えて！**



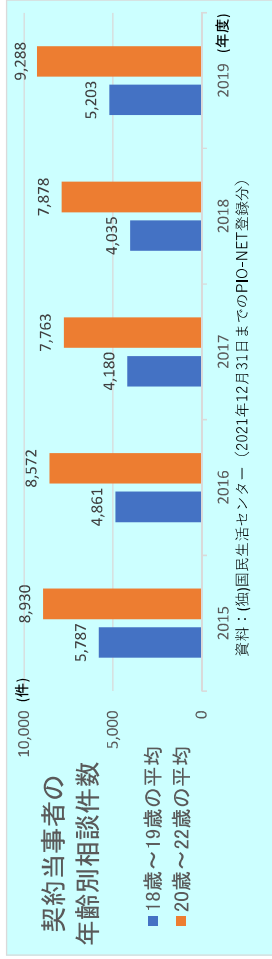
※クレジットカードやローンは**借金**です。安易な気持ちで契約をしないことが大切です。  
 ※飲酒・喫煙、競馬・競輪・競艇・オートレースは、これまでと変わらず20歳にならないとできません。

**親権に服することがなくなると年齢が20歳から18歳になります**

仕事や住む場所などを自分の意思で決めることができたり、財産を管理されたりすることがなくなります。

## 注意すべき消費者トラブルは!?

全国の消費生活センター等に寄せられた相談件数をみると、成年になったととんに相談件数が増えています。成年年齢が引き下げられると、今後、18歳～19歳の消費者被害が増えるおそれがあります。



## マルチ商法的勧誘に注意!

### CASE1

化粧品や健康食品等を購入すると利益が得られると勧誘され、商品を仕入れたところ…



大量の在庫 どうしよう

新規会員の確保には限界が…

**破綻**

### CASE2

友人や知人を誘って会員にさせると手数料が入ると勧誘され、お金を支払ってサークルなどに入会したが…

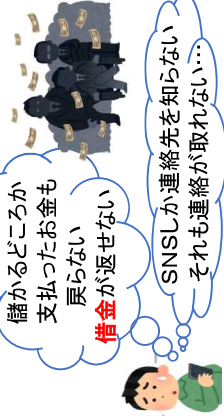


儲かるどころか支払ったお金も戻らない

借金が増える

### CASE3

学校や職場の先輩や知り合いから、「必ず儲かる」と勧誘され、消費者金融で借金をして暗号資産(仮想通貨)を購入したが…



SNSで連絡先を取れない

サポートも返金もしてくれない 契約と違う…

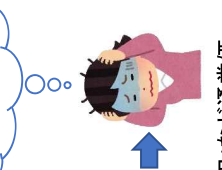
## SNSからのトラブルに注意!

### CASE4

SNSに表示された広告から



定期購入 だったなんて…

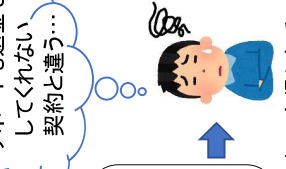


### CASE5

SNSで知り合った人から紹介された



サポートも返金もしてくれない 契約と違う…



「1回目90%OFF」「初回実質0円」など通常価格より低価格で購入した健康食品等が実際は定期購入が条件となっていた。

SNSで知り合った人から高額な収入を得られる副業サイトを紹介された。そのノウハウを知るために高額な契約をしたが、利益が出ない。